（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令）

第二条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の交付の申請） **第二条**　私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定により相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号 三～八　［略］ 2　学校法人等は、その使用する加入者が合衆国協定第四条1の規定により合衆国費用負担法令（合衆国協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。）の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号 三～六　［略］ 3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号 三～八　［略］ **第五条**　［略］ 2　前項の適用証明書再交付申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　［略］ 二　加入者等記号・番号 三～六　［略］ 3　［略］	（適用証明書の交付の申請） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　加入者番号 三～八　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　加入者番号 三～六　［同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　加入者番号 三～八　［同上］ **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　加入者番号 三～六　［同上］ 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。